

株 主 各 位

(証券コード 5444)

2021年6月9日

兵庫県姫路市大津区吉美380番地

**大和工業株式会社**

取締役社長 小 林 幹 生

## 第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症にかかる昨今の状況を鑑み、感染防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面またはインターネット等による議決権行使をご検討ください。書面またはインターネット等により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2021年6月28日（月）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 兵庫県姫路市大津区吉美380番地 当社やまとホール
3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項
1. 第102期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第102期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                     |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                     |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件                    |
| 第4号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |
| 第5号議案 | 社外取締役の報酬額改定の件                |

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

##### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月28日（月）午後5時までに到着するようご返送ください。

##### (2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合は、5～6頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2021年6月28日（月）午後5時までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

#### 5. インターネット開示についてのご案内

次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

##### (1) 連結計算書類の「連結注記表」

##### (2) 計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

当社ウェブサイト

(<http://www.yamatokogyo.co.jp/yamato/yamatol/investors/shm.html>)

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト（上記URL）において掲載することによりお知らせいたします。

#### ■新型コロナウイルスに関するお知らせ■

ご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、新型コロナウイルス感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 【ハイブリッド参加型バーチャル株主総会のご案内】

株主総会におきましては、当日会場にご来場いただけない株主様も、インターネットの手段を用いて、株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただけます。

バーチャル株主総会に参加してライブ配信のご視聴を希望される場合は、下記事項をご確認くださいようお願い申し上げます。

### 1. 配 信 日 時

2021年6月29日（火曜日） 午前10時～株主総会終了時刻まで

### 2. 視 聴 方 法

#### （1）視聴URL：https://5444.ksoukai.jp

株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主番号」をあらかじめご用意の上、アクセスをお願いいたします。（議決権行使書を投函する前に必ずお手元にお控えください。）

①ID：株主番号（議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字）

②パスワード：郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字）

#### （2）ご視聴の株主様におかれましては、当日の議決権行使や質問等のご発言を承ることができませんので、あらかじめご了承ください。議決権行使については、2021年6月28日（月）午後5時までに書面またはインターネット等によりご行使していただきますようお願い申し上げます。

#### （3）その他の注意事項

- ・ ご視聴が可能な株主様は、当社株主名簿（2021年3月31日現在）に記載された議決権を有する株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご視聴はご遠慮ください。
- ・ ご視聴のための配信につきましては万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態によりご視聴できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・ 株主様による撮影、録画、録音、保存はご遠慮いただき、視聴のためのIDおよびパスワードの第三者への提供も固くお断りいたします。
- ・ 配信に際しては、ご出席株主様の容姿を映さないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・ ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。

### 3. ご視聴方法に関するお問い合わせ先について

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

＜バーチャル株主総会一般に関するお問い合わせ＞

三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル

0120-782-041（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

＜配信環境等インターネット視聴に関する技術的なお問い合わせ＞

株式会社ブイキューブ

03-4589-0683（受付時間 株主総会当日9:00～株主総会終了まで）

## 【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話（スマートフォンを含む。以下同じ。）を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2021年6月28日（月）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によつて複数回、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

### 3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
[電話] 0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

#### 5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」からインターネットによる議決権行使を行っていただくことも可能です。

## 【添付書類】

# 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

## 1. 企業集団の事業の現況

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループの経営環境は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の世界的な拡大による年度前半の落ち込みの後、各国・地域で経済活動の維持と感染症拡大抑制の両立を模索する動きが広がりを見せ、経済活動に持ち直しの動きが見られたものの、感染症収束の見通しが立たないこと等から、回復の勢いは緩慢な状況で推移いたしました。

鋼材需要に関しましては、当社が事業を展開している国・地域ごとに異なりますが、全体的には、感染症により経済活動が急速に悪化した4－6月期に底を打った後、徐々に回復の兆しが見られております。

一方で、原材料に関しましては、2020年の年初から下降基調を辿っていた鉄スクラップ価格は、中国での経済回復及び鉄鋼生産増加等に伴い上昇基調に転じ、10－12月期には中国での輸入再開の見通しによる先高観もあり急騰いたしました。また、鉄鉱石価格は2020年の年初から高値圏での推移を継続しておりますが、足元では鉄源需給の引き締まりから騰勢を一層強めております。その為、これら原材料事情が引き続き当社グループ各社の業績に大きな影響を及ぼす要因となっております。

日本におきましては、建築需要回復の動きが鈍く、荷動きが伸び悩む状況が続いております。また、鉄スクラップ価格の急騰に対応すべく鋼材価格の押し上げに努めてまいりましたが、低調な鋼材需要環境により鉄スクラップ高が先行しております。その様ななか、顧客の短納期発注の捕捉に努めるなど、強みである短納期対応の拡充に製販一体で取り組むとともに、コスト削減に努めた結果、販売数量・価格とも前期を下回ったものの、一定の収益を確保しております。

連結子会社を有するタイ、また持分法適用関連会社を有する米国、バーレーン、サウジアラビアにおきましては、いずれも2020年1月～12月の業績が当連結会計年度に反映されます。なお、2020年3月末に持分法適用関連会社となったベトナムのポスコ・ヤマト・ピナ・スチールジョイントストックカンパニー（以下、PY VINA）（同社の事業年度は1月～12月）におきましては、同社の2020年4月～12月の業績が当連結会計年度に反映されて

おります。また、韓国におきましては、2020年9月に、ヤマト・コリア・ホールディングスカンパニーリミテッド（以下、YKH）が営む棒鋼事業の会社分割による新設会社（ワイケー・スチールコーポレーション）（以下、YKS）への承継及びYKS株式51%のDaehan Steel Co., Ltd.（以下、大韓製鋼社）への譲渡を経て、現在のYKSはYKHと大韓製鋼社との合弁会社として運営されております。その為、2020年1月～8月（第2四半期累計期間）までのYKHの棒鋼事業の業績が連結子会社として連結業績に反映され、2020年9月～12月のYKSの業績は持分法投資損益として連結業績に反映されております。

韓国のYKHにおきましては、韓国政府による不動産投資規制を受け、鋼材需要が減少傾向にあるなか、鋼材需給バランスの均衡や販売価格の維持に努めた結果、上期のスクラップ価格低下局面で利益を確保出来たことから、営業利益は前期比で増加しております。

タイのサイアム・ヤマト・スチールカンパニーリミテッド（以下、SYS）におきましては、感染症拡大により第2四半期（4～6月期）に落ち込んだ鋼材需要は徐々に回復傾向にあるものの、鉄スクラップ価格上昇の影響を受けております。加えて、タイ国内市場では輸入品の流入が続いていることから市場環境は厳しさを増し、販売数量は前期比で減少しております。その様ななか、SYSでは2019年11月に稼働した鋼材物流センターの屋内在庫保管能力を活かして、輸入品対抗サイズの即納体制を構築するとともに、国内ミルの強みである小ロット・短納期対応や鋼材加工の顧客サービスの強化により、輸入品対策を図り数量確保に努めております。また、主要輸出先である東南アジア市場では、輸出先国で感染症対策として講じられていた輸入規制等により落ち込んだ鋼材需要は、回復基調が窺えますが、海外メーカーとの激しい競争環境が継続しております。前期比では販売数量の減少により減収となりましたが、コスト削減等に努めた結果、前期並みの利益を計上しております。

米国の持分法適用関連会社につきましては、物流倉庫やデータセンター等の堅調な非住宅建設需要に牽引され、鋼材需要が底堅く推移したことから、鋼材販売数量は前期比で増加しております。また、鉄スクラップ価格の高騰に対応すべく、販売価格の押し上げを図ったことから、収益も前期比で増加しております。なお、ニューコア・ヤマト・スチールカンパニー（以下、NYS）では、老朽化していた大型サイズ生産ラインの圧延機を更新し、NYSの強みの一つである大型製品の安定生産及び拡販に努めております。

バーレーンの持分法適用関連会社スルブカンパニーBSC(c)におきましては、鉄鉱石高・スクラップ安の状況により製販両面で影響を受けておりましたが、鉄スクラップ価格の急騰や中国メーカーが半製品の輸入を強めたことから世界的に需給が引き締まり、GCC域内に



においても製品価格及び中間材であるDRI・半製品の数量・価格が徐々に持ち直してきております。一方でGCC域内の建設活動の低迷が続いていることから、形鋼需要は引き続き低調に推移し、厳しい経営環境が続いております。

ベトナムの持分法適用関連会社PY VINAにおきましては、コロナ禍により凍結されていた建設プロジェクトに再開の動きが見られ、鋼材需要も回復に向かっていることから、業績も回復基調を辿りました。また、マレーシアからの輸入H形鋼に対するアンチダンピング調査が開始されて以降、同国からの輸入は沈静化しております。鉄スクラップ価格上昇の影響を受けているものの、現地にエンジニアを派遣するなど、品質向上や操業改善によるコスト低減等に取り組むなか、事業環境の改善もあり、9月以降は各月単月での最終利益の黒字化を達成しております。

韓国の持分法適用関連会社YKSにおきましては、鉄スクラップ価格上昇によるコスト面での影響を受けましたが、値上がり期待から顧客が鋼材の先行手配に動いたことや需要期を迎えたこともあり、一定の収益を計上しております。なお、現地パートナーである大韓製鋼社と購買・生産面での連携を強化し、事業の効率化及び収益性向上に努めております。

上記に加え、2021年1月21日に公表いたしましたとおり、YKSは鉄スクラップの売買取引に関して、独占規制及び公正取引に関する法律（以下、公正取引法）に違反する行為があったとして、韓国公正取引委員会から429億48百万ウォン（3,872百万円）の課徴金納付命令を受けております。本件に関して、当該課徴金がYKS会社分割前の期間を対象とした公正取引法関連案件から生じたものであることから、大韓製鋼社との株式譲渡契約の特別補償条項に照らして、本件に起因する損失の最終負担者は全てYKHとなります。その為、YKSが一旦納付する課徴金の49%部分（1,897百万円）を持分法による投資利益のマイナスとして計上するとともに、51%部分（1,975百万円）については、大韓製鋼社に対する損失負担として、YKS株式譲渡価額を調整することによる関係会社株式売却損として特別損失に計上しております。なお、関係会社株式売却損は、YKHが継続保有するYKS株式に係る再評価差額及び大韓製鋼社に譲渡したYKS株式の売却損、また、上記の韓国公正取引委員会から賦課された課徴金の51%部分を大韓製鋼社に対する損失負担としてYKS株式譲渡価額の調整を行った結果発生した損失1,975百万円等を加え、9,460百万円となっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は136,025百万円（前期比25.2%減）となりました。利益につきましては、営業利益は10,018百万円（前期比11.6%減）、経常利益は21,569百万円（前期比6.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては4,984百万円（前期比66.2%減）となりました。

当期におけるセグメントの業績は、次のとおりです。

・鉄鋼事業(日本)

建築需要回復の動きが鈍く、荷動きが伸び悩む状況が続いております。また、鉄スクラップ価格の急騰に対応すべく鋼材価格の押し上げに努めてまいりましたが、低調な鋼材需要環境により鉄スクラップ高が先行しております。その様ななか、顧客の短納期発注の捕捉に努めるなど、強みである短納期対応の拡充に製販一体で取り組むとともに、コスト削減に努めた結果、販売数量・価格とも前期を下回ったものの、一定の収益を確保しております。なお、造船所向けの船尾骨材等につきましては、長引く造船不況により、数量・価格とも厳しい状況が続いておりますが、船舶のエコ化ニーズへの対応に製販一体で取り組んでおります。以上により、当事業の売上高は、前期と比べ7,625百万円減の39,927百万円、セグメント利益（営業利益）は、前期と比べ2,934百万円減の3,226百万円となりました。

・鉄鋼事業(韓国)

韓国政府による不動産投資規制を受け、鋼材需要が減少傾向にあるなか、鋼材需給バランスの均衡や販売価格の維持に努めた結果、上期のスクラップ価格低下局面で利益を確保出来たことから、営業利益は前期比で増加しております。以上により、当事業の売上高は、前期と比べ25,851百万円減の33,851百万円、セグメント利益（営業利益）は、前期と比べ772百万円増の2,507百万円となりました。

・鉄鋼事業(タイ国)

感染症拡大により第2四半期（4－6月期）に落ち込んだ鋼材需要は徐々に回復傾向にあるものの、鉄スクラップ価格上昇の影響を受けております。加えて、タイ国内市場では輸入品の流入が続いていることから市場環境は厳しさを増し、販売数量は前期比で減少しております。その様ななか、SYSでは2019年11月に稼働した鋼材物流センターの屋内在庫保管能力を活かして、輸入品対抗サイズの即納体制を構築するとともに、国内ミルの強みである小ロット・短納期対応や鋼材加工の顧客サービスの強化により、輸入品対策を図り数量確保に努めております。また、主要輸出先である東南アジア市場では、輸出先国で感染症対策として講じられていた輸入規制等により落ち込んだ鋼材需要は、回復基調が窺えますが、海外メーカーとの激しい競争環境が継続しております。前期比では販売数量の減少により減収となりましたが、コスト削減等に努めた結果、前期並みの利益を計上しております。以上によ

り、当事業の売上高は、前期と比べ14,746百万円減の52,136百万円、セグメント利益（営業利益）は前期と比べ379百万円増の5,648百万円となりました。

・軌道用品事業

当事業の売上高は、前期と比べ530百万円増の8,048百万円、セグメント利益（営業利益）は前期と比べ200百万円増の836百万円となりました。

・その他

その他の売上高は、前期と比べ1,753百万円増の2,061百万円、セグメント利益（営業利益）は前期と比べ13百万円増の24百万円となりました。

## （2）対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症については、ワクチンの普及は徐々に進展しているものの、変異ウイルスの拡大等、収束にはまだ時間を要する状況となっております。その為、当社グループにおきましては、引き続き、感染者の発生や拡大防止に努め、社員ならびに関係者の皆様の安全を最優先事項として取り組んでまいります。

今後の見通しにつきましては、鉄源需給の逼迫から鉄スクラップ及び鉄鉱石価格は高値圏で推移することが見込まれる一方、鋼材需要の回復は当社グループの各社が事業を展開している国・地域毎に濃淡が見られる状況となっております。なお、中国政府による鉄鋼製品輸出に対する増値税還付率の引き下げに関しては、世界的な鉄鋼製品市況に影響を及ぼす要因になると見込まれることから、2021年1月から再開されている鉄スクラップ輸入とともに、引き続き同国の動向については注視してまいります。

当社グループは成長の源泉である海外事業を更に安定・発展・拡大させていく所存です。そのためにも、モノづくり企業として技術、経営のベースである国内事業の基盤強化を推し進め、安全を第一に、コスト競争力の強化、品質の安定と向上、デリバリーを含む顧客サービスの向上に不断の努力を続けてまいります。また、人材教育・育成にもより一層力を入れ、海外事業への展開に繋げてまいります。

当社グループは持株会社体制のもと、社会に貢献できる可能性をあらゆる角度から検討し、傘下の事業会社のそれぞれの特性と機能を活かし、活力と調和のとれたグループ経営を推し進めるとともに、世界市場をターゲットとした事業を展開してまいります。

株主の皆様には、今後とも格別のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 売上高

セグメント別の売上高

| 区 分           | 売 上 高 (百万円) | 構成比 (%) | 前 期 比 (%) |
|---------------|-------------|---------|-----------|
|               |             |         |           |
| 鉄 鋼 事 業 (日本)  | 39,927      | 29.4    | △16.0     |
| 鉄 鋼 事 業 (韓国)  | 33,851      | 24.9    | △43.3     |
| 鉄 鋼 事 業 (タイ国) | 52,136      | 38.3    | △22.0     |
| 軌 道 用 品 事 業   | 8,048       | 5.9     | 7.1       |
| そ の 他         | 2,061       | 1.5     | 570.3     |
| 合 計           | 136,025     | 100.0   | △25.2     |

(注) 鉄鋼事業(韓国)につきましては、ワイケー・スチールコーポレーションの株式をDaehan Steel Co., Ltd.に譲渡したことに伴い、2020年1月～8月までのヤマト・コリア・ホールディングスカンパニーリミテッドの業績が反映されております。

### (4) 設備投資の状況

当期は、鉄鋼事業の製鋼・圧延設備の維持更新投資を中心に総額6,464百万円の設備投資を行いました。

### (5) 資金調達の状況

当期中においては、増資および社債の発行による資金調達は行っておりません。

### (6) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                   | 第99期<br>(2017年4月1日から<br>2018年3月31日まで) | 第100期<br>(2018年4月1日から<br>2019年3月31日まで) | 第101期<br>(2019年4月1日から<br>2020年3月31日まで) | 第102期<br>(2020年4月1日から<br>2021年3月31日まで) |
|-----------------------|---------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 売 上 高                 | 176,073百万円                            | 201,299百万円                             | 181,964百万円                             | 136,025百万円                             |
| 経 常 利 益               | 17,828百万円                             | 31,469百万円                              | 23,125百万円                              | 21,569百万円                              |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益   | 12,238百万円                             | 22,793百万円                              | 14,762百万円                              | 4,984百万円                               |
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 利 益 | 182円97銭                               | 340円78銭                                | 220円72銭                                | 75円29銭                                 |
| 総 資 産                 | 367,083百万円                            | 384,068百万円                             | 383,025百万円                             | 359,788百万円                             |
| 純 資 産                 | 320,073百万円                            | 333,692百万円                             | 342,606百万円                             | 325,797百万円                             |

(注) 1 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数(自己株式を除く)により算出しております。

2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を第100期から適用し、第99期の総資産については当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

## 2. 企業集団の現況（2021年3月31日現在）

### （1）主要な事業セグメント

| 区 分           | 主 要 製 品 名                                             |
|---------------|-------------------------------------------------------|
| 鉄 鋼 事 業（日 本）  | H形鋼、溝形鋼、I形鋼、鋼矢板、縞H形鋼、造船用形鋼、エレベータガイドレール、鋳鋼品、船舶製缶、重機械加工 |
| 鉄 鋼 事 業（タイ 国） | H形鋼、溝形鋼、I形鋼、鋼矢板                                       |
| 軌 道 用 品 事 業   | 分岐器類、伸縮継目、NEWクロッシング、接着絶縁レール、脱線防止ガード、タイプレート類、ボルト類      |

### （2）主要な営業所および工場

#### （当社）

| 名 称      | 本社所在地  | 営業所および工場 |
|----------|--------|----------|
| 大和工業株式会社 | 兵庫県姫路市 | ——       |

#### （連結子会社および持分法適用関連会社）

| 名 称                                | 本社所在地  | 営業所および工場                                    |
|------------------------------------|--------|---------------------------------------------|
| ヤマトスチール株式会社                        | 兵庫県姫路市 | 東京支店（東京都港区）<br>大阪支店（大阪市西区）                  |
| 大和軌道製造株式会社                         | 兵庫県姫路市 | 東京支店（東京都港区）<br>大阪支店（大阪市西区）<br>九州営業所（福岡市博多区） |
| 大和商事株式会社                           | 兵庫県姫路市 | ——                                          |
| 株式会社松原テクノ                          | 兵庫県加古郡 | ——                                          |
| ヤマト・コリア・<br>ホールディングスカンパニー<br>リミテッド | 韓 国    | ——                                          |
| ヤマトコウギョウ<br>アメリカ・インク               | 米 国    | ——                                          |
| ヤマトコウギョウ（ユー・エス・エー）<br>コーポレーション     | 米 国    | ——                                          |
| ヤマトホールディング<br>コーポレーション             | 米 国    | ——                                          |
| サイアム・ヤマト・<br>スチールカンパニーリミテッド        | タイ国    | ——                                          |
| ニューコア・ヤマト・<br>スチールカンパニー            | 米 国    | ——                                          |

| 名 称                                                      | 本社所在地           | 営業所および工場 |
|----------------------------------------------------------|-----------------|----------|
| アーカンソー・スチール・<br>アソシエイツLLC                                | 米 国             | ——       |
| スルブカンパニー B S C (c)                                       | バーレーン王国         | ——       |
| ユナイテッド・スチールカンパニー<br>（“スルブ”） Bahrain Venture<br>Co.W.L.L. | バーレーン王国         | ——       |
| ユナイテッド・スルブカンパニー<br>（“サウジスルブ”） LLC                        | サウジアラビア<br>王国   | ——       |
| ポスコ・ヤマト・ビナ・<br>スチールジョイントストック<br>カンパニー                    | ベトナム社会主義<br>共和国 | ——       |
| ワイケー・スチール<br>コーポレーション                                    | 韓 国             | ——       |

### （3）主要な借入先

該当事項はありません。

なお、当社は、将来の資金需要に対して安定的、機動的かつ効率的な資金調達を可能にするため、金融機関3社と特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン契約）を締結しております。

(4) 重要な子会社および関連会社の状況  
(子会社)

| 名 称                          | 資本金または<br>出資金 | 当社の議決権比率<br>(間接所有を含む) | 主 要 な 事 業 内 容                                                                                                             |
|------------------------------|---------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ヤマトホールディングコーポレーション           | 46千米ドル        | 100.00%               | 合弁会社ニューコア・ヤマト・スチールカンパニーへの投資 (25.00%)                                                                                      |
| ヤマトコウギョウ (ユー・エス・エー) コーポレーション | 14千米ドル        | 100.00%               | 合弁会社ニューコア・ヤマト・スチールカンパニーへの投資 (24.00%)<br>合弁会社アーカンソー・スチール・アソシエイツLLCへの投資 (50.00%)<br>ヤマト・コリア・ホールディングスカンパニーリミテッドへの投資 (75.00%) |
| ヤマトコウギョウアメリカ・インク             | 13千米ドル        | 100.00%               | ヤマトホールディングコーポレーションおよびヤマトコウギョウ (ユー・エス・エー) コーポレーションの統括                                                                      |
| ヤマトスチール株式会社                  | 450百万円        | 100.00%               | 鉄鋼製品ならびに重工加工品の製造および販売に関する事業                                                                                               |
| 大和軌道製造株式会社                   | 310百万円        | 100.00%               | 軌道用品の製造および販売に関する事業                                                                                                        |
| ヤマト・コリア・ホールディングスカンパニーリミテッド   | 5,937百万ウォン    | 100.00%               | 不 動 産 賃 貸 に 関 す る 事 業<br>合弁会社ワイケー・スチールコーポレーションへの投資 (49.00%)                                                               |
| サイアム・ヤマト・スチールカンパニーリミテッド      | 3,000百万バーツ    | 64.18%                | 鉄鋼製品の製造および販売に関する事業                                                                                                        |
| 大 和 商 事 株 式 会 社              | 38百万円         | 81.82%                | 運送ならびに医療廃棄物処理および不動産賃貸に関する事業                                                                                               |
| 株 式 会 社 松 原 テ ク ノ            | 15百万円         | 100.00%               | カウンターウエイトの製造および販売<br>プラント設備の設計、製造、据付および販売                                                                                 |

(注)「主要な事業内容」の( )内の数値は、それぞれ当該会社への出資比率を表示しております。

(関連会社)

| 名 称                                                      | 資本金または<br>出資金     | 当社の議決権比率<br>(間接所有を含む) | 主 要 な 事 業 内 容                             |
|----------------------------------------------------------|-------------------|-----------------------|-------------------------------------------|
| ニューコア・ヤマト・<br>スチールカンパニー                                  | 185百万米ドル          | 49.00%                | 鉄鋼製品の製造および販売に関する事業                        |
| アーカンソー・スチール・<br>アソシエーツLLC                                | 26百万米ドル           | 50.00%                | 鉄鋼製品ならびに軌道用品の製造および<br>販売に関する事業            |
| スルブカンパニーBSC (c)                                          | 705百万米ドル          | 49.00%                | 鉄鋼製品の製造および販売に関する事業                        |
| ユナイテッド・スチールカンパニー<br>("スルブ") Bahrain<br>Venture Co.W.L.L. | 75百万米ドル           | 49.00%                | 合弁会社ユナイテッド・スルブカンパ<br>ニー("サウジスルブ") LLCへの投資 |
| ユナイテッド・スルブカンパニー<br>("サウジスルブ") LLC                        | 206百万サウジアラビアリアル   | 49.00%                | 鉄鋼製品の製造および販売に関する事業                        |
| ポスコ・ヤマト・ビナ・<br>スチールジョイントストック<br>カンパニー                    | 8,345,225百万ベトナムドン | 49.00%                | 鉄鋼製品の製造および販売に関する事業                        |
| ワイケー・スチールコーポレーション                                        | 4,414百万ウォン        | 49.00%                | 鉄鋼製品の製造および販売に関する事業                        |

(5) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 |
|---------|--------|
| 1,378名  | 413名減  |

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は除いております。

2 従業員数の前期末比減少の主な理由は、ワイケー・スチールコーポレーション（以下、YKS）の株式を譲渡し、YKSを持分法適用の範囲に含めたためであります。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|---------|--------|
| 49名     | 5名増    | 39.4歳   | 10.8年  |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数・出向社員数は除いております。



### 3. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 171,257,770株  
 (2) 発行済株式の総数 67,670,000株（内、自己株式1,005,624株）  
 (3) 株主数 3,054名  
 (4) 大株主の状況（上位10名）

| 株 主 名                           | 持 株 数   | 持株比率   |
|---------------------------------|---------|--------|
| 井 上 浩 行                         | 7,555千株 | 11.33% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）         | 5,626千株 | 8.44%  |
| 井 上 不 動 産 有 限 会 社               | 5,592千株 | 8.39%  |
| 三 井 物 産 株 式 会 社                 | 4,573千株 | 6.86%  |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口9）             | 3,321千株 | 4.98%  |
| 株式会社SMBC信託銀行（株式会社三井住友銀行退職給付信託口） | 2,837千株 | 4.26%  |
| 住 友 商 事 株 式 会 社                 | 2,461千株 | 3.69%  |
| CEP LUX-ORBIS SICAV             | 1,921千株 | 2.88%  |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）              | 1,808千株 | 2.71%  |
| 井 上 喜 美 子                       | 1,739千株 | 2.61%  |

（注）持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

#### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年8月3日開催の取締役会決議に基づき、2020年8月4日から2020年10月30日までの間、市場取引により、100万株の自己株式を総額2,580,192,800円で取得いたしました。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 会社役員の状況（2021年3月31日現在）

| 氏 名           | 地 位 お よ び 担 当               | 重要な兼職の状況                                      |
|---------------|-----------------------------|-----------------------------------------------|
| 井 上 浩 行       | 取締役会長                       |                                               |
| 小 林 幹 生       | 取締役社長（代表取締役）                |                                               |
| 小 畑 克 正       | 取締役副社長（代表取締役） 最高技術責任者（鉄鋼事業） |                                               |
| 塚 本 一 弘       | 常務取締役 海外事業担当                |                                               |
| 米 澤 和 己       | 常務取締役 財務経理・総務・システム管理担当      |                                               |
| 丸 山 元 祥       | 取締役                         | 大和軌道製造株式会社 代表取締役社長                            |
| 山 内 靖 彦       | 取締役                         | ヤマトスチール株式会社 代表取締役社長                           |
| ダムリ・タンシェヴァフォン | 取締役                         |                                               |
| 安 福 武之助       | 取締役                         | 株式会社神戸酒心館 代表取締役社長                             |
| 赤 松 清 茂       | 取締役                         |                                               |
| 武 田 邦 俊       | 取締役                         |                                               |
| 中 矢 憲 護       | 常勤監査役                       |                                               |
| 形 山 成 朗       | 常勤監査役                       |                                               |
| 中 上 幹 雄       | 監査役                         | 澤田・中上・森法律事務所 代表弁護士<br>株式会社MORESCO社外取締役（監査等委員） |

- (注) 1. 取締役赤松清茂および取締役武田邦俊の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
2. 監査役形山成朗および監査役中上幹雄の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
3. 取締役赤松清茂、武田邦俊、監査役形山成朗および中上幹雄の4氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
4. 2020年6月25日開催の第101回定時株主総会において、山内靖彦氏が取締役に、中矢憲護氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。  
5. 2020年6月25日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって、梶原一美および吉田隆文の両氏は取締役を任期満了により退任いたしました。  
6. 2020年6月25日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって、中矢憲護氏は取締役を辞任いたしました。  
7. 2020年6月25日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって、福原久和氏は監査役を辞任いたしました。  
8. 監査役形山成朗氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は安福武之助氏、赤松清茂氏、武田邦俊氏、中矢憲護氏、形山成朗氏および中上幹雄氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

## (3) 会社役員に対する報酬等

### ① 取締役および監査役の報酬等の総額

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額（百万円） |           | 対象となる役員の<br>員数（人） |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------|-------------------|
|                  |                 | 基本報酬            | 業績連動報酬等   |                   |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 406<br>(29)     | 332<br>(29)     | 74<br>(－) | 14<br>(2)         |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 60<br>(34)      | 60<br>(34)      | －<br>(－)  | 4<br>(2)          |

(注) 上記には、2020年6月25日開催の第101回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名、辞任した取締役1名および辞任した監査役1名が含まれております。

### ② 取締役および監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬額は、2017年6月29日開催の当社第98回定時株主総会において、年額470百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役1名）です。

当社監査役の報酬額は、2017年6月29日開催の当社第98回定時株主総会において、年額75百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

当社は現行の役員報酬における取締役の報酬等の決定に関する方針を以下のとおり定めております。

- ・当社の取締役（非業務執行取締役および社外取締役を除く）の報酬は、年間報酬金額の算定後、毎月定額支給する固定報酬と業績連動報酬により構成されており、固定報酬は役位ごとにその業務執行範囲に応じて、また、代表権の有無や重要なグループ会社役員の兼務状況等に応じて報酬を設定する。

- ・業績連動報酬に係る指標は、連結経常利益等であり、過去5年平均の連結経常利益を元に標準値を設定の上、年度業績に応じた下限0、上限1.5の係数テーブルを設定し、この係数を、役位ごとの業績連動報酬の基準額に乘じ、毎年の個々の業績連動報酬を算出する。なお、業績連動報酬に係る指標（連結経常利益）については、標準値（係数1.0）を200億円～225億円とする。

- ・固定報酬と業績連動報酬の支給割合の決定の方針として、固定報酬では社内外からの役員確保の為に十分な報酬水準となるように設定、業績連動報酬では業績向上に対する十分なインセンティブになるように設定し、全体に占める業績連動報酬の支給割合は結果として概ね20%程度となる。

- ・当社は、取締役の報酬額の決定に際して、透明性・客観性を確保するため、社外取締役を委員長とする任意の報酬委員会において、当社の経営環境、世間水準等を考慮した役員報酬制度の見直し（報酬水準、業績評価のKPIや基準値の見直し）や、取締役会の諮問に基づき、取締役の報酬に関し審議をし、取締役会に対して答申を行う。

- ・取締役の個人別の報酬については、報酬委員会の答申を踏まえて、株主総会で決議された報酬等の額内で取締役会決議により代表取締役社長に一任し決定する。

報酬等の決定方針については、報酬委員会での審議を踏まえて、取締役会で決定しております。当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会はその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は2021年4月30日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬等の決定に関する方針を以下のとおり改訂いたしました。

- ・当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）の報酬は、当社の経営監督責任に加えて、グループ経営に対する貢献責務、役位等を総合的に勘案して決定される固定報酬部分と、業績目標の達成度や個人評価等に応じて決定される業績連動報酬部分で構成する月額報酬を毎月一定の時期に支給するものとする。取締役の報酬総額は2017年6月29日開催の第98回定時株主総会において年額470百万円以内と定めている。取締役の個人別の報酬額については、報酬委員会の審議、答申を踏まえて、取締役会からの一任により、代表取締役社長が株主総会で決議された報酬限度額内で決定する。

・2021年6月29日開催予定の第102回定時株主総会において、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、年額470百万円以内の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決定する予定。なお、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権は年額100百万円以内、発行又は処分する当社普通株式の総数は年30,000株以内と定める。取締役の個人別の譲渡制限付株式に関する金銭報酬債権の額については、報酬委員会の審議、答申を踏まえて、取締役会からの一任により、代表取締役社長が株主総会で決議された報酬限度額内で決定する。（2021年度報酬より反映）

・業績連動報酬に係る指標は、連結経常利益等であり、単年度事業計画の連結経常利益を元に標準値を設定の上、年度業績に応じた下限0、上限2.0の係数テーブルを設定し、この係数を、役位ごとの業績連動報酬の基準額に乘じ、毎年の個々の業績連動報酬を算出する。（2022年度報酬より反映）

・固定報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬の支給割合は、年度の業績または役位により変動するが、概ね固定報酬が50%、業績連動報酬が40%、譲渡制限付株式報酬が10%となるような設計とする。（2022年度報酬より反映）

・取締役の報酬決定の透明性・客観性を確保するため、社外取締役を委員長とする任意の報酬委員会を設置しており、報酬委員会は当社の経営環境、世間水準等を考慮した役員報酬制度の見直し（報酬水準、業績評価のKPIや基準値の見直し等）や、取締役会の諮問に基づき、取締役の報酬に関し審議をし、取締役会に対して答申を行う。

#### ④ 業績連動報酬等に関する事項

当社の取締役（非業務執行取締役および社外取締役を除く）の報酬は、年間報酬金額の算定後、毎月定額支給する固定報酬と業績連動報酬により構成されております。業績連動報酬に係る指標は、連結経常利益等であり、当該指標を選択した理由は、グループ全体の業績に責任を負うことを明確にするため、業績連動報酬の額の決定方法は、過去5年平均の連結経常利益を元に標準値を設定の上、年度業績に応じた下限0.0、上限1.5の係数テーブルを設定しております。この係数を、役位ごとの業績連動報酬の基準額に乘じ、毎年の個々の業績連動報酬を算出しております。

なお、業績連動報酬に係る指標（連結経常利益）については、標準値（係数1.0）を200億円～225億円としており、当事業年度における実績（2020年3月期数値を利用）は、231億円（係数1.1）であります。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬の具体的内容については、株主総会で決議された報酬等の額内で取締役会決議により代表取締役社長小林幹生に一任し決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。社外取締役を委員長とする任意の報酬委員会の審議を経て決定されることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先の関係

監査役中上幹雄氏は、澤田・中上・森法律事務所の代表弁護士および株式会社 MORESCOの監査等委員である社外取締役を兼任しておりますが、いずれも重要な取引その他特別の関係はありません。

##### ② 社外役員の主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                                                                     |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 赤 松 清 茂 | 当事業年度開催の取締役会には、7回の全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。また、当社の中長期的な企業価値の向上を図るための助言等を行うとともに、任意の指名委員会・報酬委員会の委員長を務め、独立客観的立場から経営陣の監督を行うなど重要な役割を果たしております。 |
|       | 武 田 邦 俊 | 当事業年度開催の取締役会には、7回中6回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。また、当社の中長期的な企業価値の向上を図るための助言等を行うとともに、任意の指名委員会・報酬委員会の委員を務め、独立客観的立場から経営陣の監督を行うなど重要な役割を果たしております。  |
| 社外監査役 | 形 山 成 朗 | 当事業年度開催の取締役会には、7回の全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。同様に、当事業年度開催の監査役会には、13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                          |
|       | 中 上 幹 雄 | 当事業年度開催の取締役会には、7回中6回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。同様に、当事業年度開催の監査役会には、13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                          |

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は7回、監査役会の開催回数は13回であります。



## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

P w Cあらた有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額          | 56,000千円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額     | 378千円    |
| 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 56,378千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社子会社が、P w Cあらた有限責任監査法人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、減免申請書に対する合意された手続きであります。

### (4) 子会社の監査に関する事項

海外に所在する当社の子会社は、P w Cあらた有限責任監査法人以外の公認会計士または監査法人が監査をしています。

### (5) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適切に職務執行することに支障があると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の内容に決定いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### 【業務の適正を確保するための体制】

#### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するための体制

- ① 業務執行が適正に行われるようコンプライアンス等内部管理体制の整備充実を行う。
- ② 監査役からは業務報告、監査計画、監査状況について定期的な報告を受け、取締役の職務執行の適正確保に努め、同時に取締役会の充実によって取締役間相互の意思疎通の強化を図る。
- ③ 市民社会の秩序や企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、不当な圧力・要求に対しては、断固拒絶する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書の取扱いについては、「文書および記録の管理規定」に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、「文書および記録の管理規定」に定める保管期間中は、閲覧可能な状態を維持することとする。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理体制の基礎として、「経営危機管理規定」を定め、当社の業務執行に係るリスクとして、「経営危機管理規定」に定めるリスクを認識し、同規定に沿ったリスク管理体制を構築する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に役付取締役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制規定」、「業務分掌規定」においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、「大和工業グループ社員行動基準」を定める。社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する。
- ② 内部監査室は、内部統制委員による内部監査（定例・臨時）の結果報告を受け、必要に応じて当社およびグループ会社の各担当部署に対して、関係規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
- ③ 内部監査室は、当社およびグループ会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には速やかに社長および監査役に報告するとともに、取締役会において報告するものとする。

- ④ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として「公益通報者保護規定」および「大和工業グループ社員行動基準」に基づきその運用を行うこととする。
- ⑤ 内部監査室および監査役は当社の法令遵守体制および社内通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるができるものとする。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る業務の仕組みを整備、構築し、業務の改善に努めるものとする。

**(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用される行動指針「大和工業グループ社員行動基準」を基礎として、グループ各社での諸規定を定めるものとする。

経営管理については、企業集団における経営の適正かつ効率的な運営を図るため、グループ各社経営管理基本方針を定め、「グループ会社管理規定」に従い当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、社長および監査役に報告するものとする。

- ② 内部統制委員による、子会社に対する経営管理に係る監査の実施により、法令違反または、コンプライアンス上問題があると判断された場合には、内部統制委員は、内部監査室に報告し、内部監査室は速やかに監査役に報告を行うものとする。また、内部監査室および監査役は、この報告に対し子会社へ意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ③ リスク管理体制の基礎として「経営危機管理規定」を定め、グループ会社と連携を図り、同規定に沿ったリスク管理体制を構築する。

**(7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命する。
- ② 監査役補助者の指揮命令権は各監査役に属するものとし、監査役補助者の任命、評価、異動等の人事事項については監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を得たうえで行うこととする。

**(8) 当社およびグループ各社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制**

- ① 当社およびグループ各社の取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期を定めることとし、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役にその都度報告するものとする。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

- ② 社内通報制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンスの問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ③ 監査役への報告を行った当社およびグループ各社の取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。
- ④ 監査役がその職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をした時は、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## 【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

### (1) 取締役の職務の執行について

取締役会規則およびその他社内規定に基づき、当事業年度において取締役会を7回、経営会議を11回開催し、法令または定款に定められた事項および重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役間での意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

### (2) コンプライアンス体制について

取締役および使用人を対象に、コンプライアンスの理解と意識の向上を図るため、定期的にコンプライアンス研修を実施しております。また、内部通報制度については、社外弁護士を含む窓口（ホットライン）を設置し、さらに、通報者保護を社内規定に明記して運用しております。

### (3) リスク管理について

「経営危機管理規定」等のリスクに関する規定に基づき、的確な管理運営を行い、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。また、災害等を想定した訓練も定期的に行っております。

### (4) グループ会社の経営管理について

グループ会社の経営管理につきましては、当社の役員または社員にグループ各社の取締役または監査役を兼務させ、グループ会社の業務の適正の確保を図っております。また、「グループ会社管理規定」に基づき、グループ会社における重要な経営情報については、当社取締役会に適宜報告されております。

### (5) 監査役の職務の執行について

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに取締役会等へ出席し、また、代表取締役との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査室との連携を図ることで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

---

(注) 本事業報告に記載しております金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額            | 科 目                          | 金 額            |
|------------------------|----------------|------------------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>          |                | <b>(負債の部)</b>                |                |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>150,000</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>15,831</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 101,572        | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金            | 7,528          |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金      | 17,616         | 未 払 金                        | 4,149          |
| 商 品 及 び 製 品            | 10,627         | 未 払 法 人 税 等                  | 570            |
| 仕 掛 品                  | 492            | 賞 与 引 当 金                    | 552            |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 16,931         | そ の 他                        | 3,030          |
| そ の 他                  | 2,775          | <b>固 定 負 債</b>               | <b>18,159</b>  |
| 貸 倒 引 当 金              | △15            | 繰 延 税 金 負 債                  | 12,011         |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>209,787</b> | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 2,068          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>62,142</b>  | そ の 他                        | 4,080          |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 11,502         |                              |                |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 28,864         |                              |                |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 366            |                              |                |
| 土 地                    | 17,630         |                              |                |
| 建 設 仮 勘 定              | 1,609          | <b>負 債 合 計</b>               | <b>33,990</b>  |
| そ の 他                  | 2,167          | <b>(純資産の部)</b>               |                |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,486</b>   | <b>株 主 資 本</b>               | <b>300,770</b> |
| の れ ん                  | 912            | 資 本 金                        | 7,996          |
| そ の 他                  | 574            | 利 益 剰 余 金                    | 295,740        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>146,158</b> | 自 己 株 式                      | △2,966         |
| 投 資 有 価 証 券            | 45,660         | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>1,275</b>   |
| 出 資 金                  | 54,489         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 3,566          |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金      | 20,886         | 為 替 換 算 調 整 勘 定              | △2,213         |
| 長 期 預 金                | 21,253         | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | △77            |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産      | 995            | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>         | <b>23,750</b>  |
| そ の 他                  | 3,144          |                              |                |
| 貸 倒 引 当 金              | △272           | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>325,797</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>359,788</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>         | <b>359,788</b> |

# 連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金     | 額       |
|-----------------|-------|---------|
| 売上高             |       | 136,025 |
| 売上原価            |       | 113,346 |
| 売上総利益           |       | 22,679  |
| 販売費及び一般管理費      |       | 12,661  |
| 営業利益            |       | 10,018  |
| 営業外収益           |       |         |
| 受取利息及び受取配当金     | 1,663 |         |
| 持分法による投資利益      | 8,521 |         |
| 為替差益            | 696   |         |
| その他             | 775   | 11,657  |
| 営業外費用           |       |         |
| 支払利息            | 67    |         |
| デリバティブ評価損       | 5     |         |
| その他             | 32    | 105     |
| 経常利益            |       | 21,569  |
| 特別利益            |       |         |
| 固定資産売却益         | 3     |         |
| その他             | 0     | 3       |
| 特別損失            |       |         |
| 関係会社株式売却損       | 9,460 |         |
| 固定資産売却損         | 0     |         |
| 固定資産除却損         | 215   |         |
| 投資有価証券評価損       | 1     |         |
| その他             | 124   | 9,803   |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 11,770  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 5,381 |         |
| 法人税等調整額         | △109  | 5,272   |
| 当期純利益           |       | 6,498   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 1,513   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 4,984   |

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |         |        |         |
|-------------------------------|---------|---------|--------|---------|
|                               | 資本金     | 利益剰余金   | 自己株式   | 株主資本合計  |
| 2020年4月1日残高                   | 7,996   | 297,075 | △309   | 304,762 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |         |        |         |
| 剰余金の配当                        |         | △5,957  |        | △5,957  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         | 4,984   |        | 4,984   |
| 自己株式の取得                       |         |         | △2,580 | △2,580  |
| 連結子会社株式の取得による<br>持分の増減        |         | △409    | △76    | △486    |
| 連結範囲の変動に伴う剰余<br>金の増減          |         | 47      |        | 47      |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額（純額） |         |         |        |         |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －       | △1,335  | △2,656 | △3,992  |
| 2021年3月31日残高                  | 7,996   | 295,740 | △2,966 | 300,770 |

|                               | その他の包括利益累計額          |              |                      |                       | 非支配<br>株主<br>持分 | 純資産<br>合計 |
|-------------------------------|----------------------|--------------|----------------------|-----------------------|-----------------|-----------|
|                               | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付<br>に係る<br>調整累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |                 |           |
| 2020年4月1日残高                   | 2,547                | 10,667       | △199                 | 13,015                | 24,828          | 342,606   |
| 連結会計年度中の変動額                   |                      |              |                      |                       |                 |           |
| 剰余金の配当                        |                      |              |                      |                       |                 | △5,957    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                      |              |                      |                       |                 | 4,984     |
| 自己株式の取得                       |                      |              |                      |                       |                 | △2,580    |
| 連結子会社株式の取得による<br>持分の増減        |                      |              |                      |                       | 18              | △468      |
| 連結範囲の変動に伴う剰余<br>金の増減          |                      |              |                      |                       |                 | 47        |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額（純額） | 1,018                | △12,880      | 122                  | △11,739               | △1,096          | △12,835   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 1,018                | △12,880      | 122                  | △11,739               | △1,077          | △16,809   |
| 2021年3月31日残高                  | 3,566                | △2,213       | △77                  | 1,275                 | 23,750          | 325,797   |

# 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額            | 科 目                    | 金 額            |
|--------------------|----------------|------------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>      |                | <b>(負債の部)</b>          |                |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>1,486</b>   | <b>流 動 負 債</b>         | <b>24,805</b>  |
| 現 金 及 び 預 金        | 557            | 関係会社短期借入金              | 24,440         |
| 売 掛 金              | 265            | 未 払 金                  | 18             |
| 未 収 入 金            | 487            | 未 払 費 用                | 168            |
| そ の 他              | 176            | 未 払 法 人 税 等            | 73             |
| 貸 倒 引 当 金          | △0             | 賞 与 引 当 金              | 54             |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>113,174</b> | そ の 他                  | 50             |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>1,794</b>   | <b>固 定 負 債</b>         | <b>2,646</b>   |
| 建 物                | 409            | 長 期 未 払 金              | 809            |
| 構 築 物              | 57             | 繰 延 税 金 負 債            | 1,530          |
| 機 械 及 び 装 置        | 9              | 退 職 給 付 引 当 金          | 257            |
| 車 両 及 び 運 搬 具      | 15             | そ の 他                  | 48             |
| 工具、器具及び備品          | 23             |                        |                |
| 土 地                | 1,226          | <b>負 債 合 計</b>         | <b>27,451</b>  |
| そ の 他              | 51             | <b>(純資産の部)</b>         |                |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>65</b>      | <b>株 主 資 本</b>         | <b>83,787</b>  |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>111,314</b> | 資 本 金                  | 7,996          |
| 投 資 有 価 証 券        | 9,198          | 利 益 剰 余 金              | 78,386         |
| 関 係 会 社 株 式        | 78,807         | 利 益 準 備 金              | 1,999          |
| 関係会社長期貸付金          | 20,659         | そ の 他 利 益 剰 余 金        | 76,387         |
| そ の 他              | 2,723          | 別 途 積 立 金              | 26,090         |
| 貸 倒 引 当 金          | △74            | 繰 越 利 益 剰 余 金          | 50,297         |
|                    |                | 自 己 株 式                | △2,596         |
|                    |                | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>3,422</b>   |
|                    |                | そ の 他 有 価 証 券          |                |
|                    |                | 評 価 差 額 金              | 3,422          |
|                    |                | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>87,209</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>114,661</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>   | <b>114,661</b> |

# 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額 |              |
|-------------------|-----|--------------|
| 営 業 収 益           |     | 8,776        |
| 営 業 費 用           |     |              |
| 販売費及び一般管理費        |     | 2,236        |
| 営 業 利 益           |     | <b>6,539</b> |
| 営 業 外 収 益         |     |              |
| 受取利息及び受取配当金       | 422 |              |
| 為 替 差 益           | 458 |              |
| そ の 他             | 108 | 989          |
| 営 業 外 費 用         |     |              |
| 支 払 利 息           | 58  |              |
| そ の 他             | 11  | 69           |
| 経 常 利 益           |     | <b>7,459</b> |
| 特 別 損 失           |     |              |
| 固 定 資 産 除 却 損     | 79  |              |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 1   | 81           |
| 税 引 前 当 期 純 利 益   |     | <b>7,378</b> |
| 法人税、住民税及び事業税      | 111 |              |
| 法 人 税 等 調 整 額     | 168 | 280          |
| 当 期 純 利 益         |     | <b>7,098</b> |



## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株主資本  |           |           |             |                 |
|-----------------------------|-------|-----------|-----------|-------------|-----------------|
|                             | 資本金   | 利益剰余金     |           |             |                 |
|                             |       | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金  |             | 利益<br>剰余金<br>合計 |
|                             |       |           | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |                 |
| 2020年4月1日残高                 | 7,996 | 1,999     | 26,090    | 49,264      | 77,353          |
| 事業年度中の変動額                   |       |           |           |             |                 |
| 剰余金の配当                      |       |           |           | △6,065      | △6,065          |
| 当期純利益                       |       |           |           | 7,098       | 7,098           |
| 自己株式の取得                     |       |           |           |             |                 |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） |       |           |           |             |                 |
| 事業年度中の変動額合計                 | －     | －         | －         | 1,032       | 1,032           |
| 2021年3月31日残高                | 7,996 | 1,999     | 26,090    | 50,297      | 78,386          |

|                         | 株主資本   |        | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計  |
|-------------------------|--------|--------|--------------|------------|--------|
|                         | 自己株式   | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |        |
| 2020年4月1日残高             | △15    | 85,334 | 2,348        | 2,348      | 87,683 |
| 事業年度中の変動額               |        |        |              |            |        |
| 剰余金の配当                  |        | △6,065 |              |            | △6,065 |
| 当期純利益                   |        | 7,098  |              |            | 7,098  |
| 自己株式の取得                 | △2,580 | △2,580 |              |            | △2,580 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） |        |        | 1,073        | 1,073      | 1,073  |
| 事業年度中の変動額合計             | △2,580 | △1,547 | 1,073        | 1,073      | △473   |
| 2021年3月31日残高            | △2,596 | 83,787 | 3,422        | 3,422      | 87,209 |

# 連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

大和工業株式会社  
取締役会 御中

PwC あらた 有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木下 昌久 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 憲吾 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大和工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

大和工業株式会社  
取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木下昌久 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 山本憲吾 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及びPwCあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021 年 5 月 20 日

大和工業株式会社 監査役会

常勤監査役 中 矢 憲 護 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 形 山 成 朗 ㊟

監 査 役（社外監査役） 中 上 幹 雄 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、国内外の企業グループの連結経営成績、財務状況および内部留保に基づく今後の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額 2,666,575,040円

(年間配当金は、1株につき中間配当40円を含め、合計80円となります。)

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日



## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

執行役員制度の導入に伴い、執行役員に関する規定を新設、および専務、常務の地位は執行役員の地位とするため、取締役におけるこれらの地位の削除を行うものです。また、上記の変更に伴い、条数の変更を行うものです。

### (2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4章 取締役および取締役会<br><br>第20条（役付取締役の選任）<br>取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、 <u>専務取締役、常務取締役</u> 各若干名を選定することができる。<br><br>(新設) | 第4章 取締役、 <u>取締役会および執行役員</u><br><br>第20条（役付取締役の選任）<br>取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができる。<br><br><u>第22条（執行役員の選任）</u><br><u>取締役会は、その決議により執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u><br><br><u>2. 取締役会は、その決議により役付執行役員を選定することができる。</u> |
| 第 <u>22</u> 条～第 <u>38</u> 条 （条文省略）                                                                                          | 第 <u>23</u> 条～第 <u>39</u> 条 （現行どおり）                                                                                                                                                                                                         |

### 第3号議案 取締役8名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役井上浩行氏、小畑克正氏、塚本一弘氏、米澤和己氏、丸山元祥氏、ダムリ・タンシェヴァヴォン氏、安福武之助氏、武田邦俊氏の8名は任期満了となり、また取締役山内靖彦氏は辞任いたします。つきましては、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、新任の社外取締役1名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                            | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                          | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | いのうえ ひろゆき<br>井 上 浩 行<br>(1945年2月9日生)<br><br>【再 任】                                                                                                                                        | 1969年3月 当社入社<br>1973年12月 当社取締役調査企画室長<br>1974年6月 当社常務取締役<br>1978年1月 当社代表取締役専務取締役<br>1981年12月 当社代表取締役社長<br>1990年4月 井上不動産(有)代表取締役社長<br>2017年6月 当社取締役会長<br>現在に至る | 7,555,911株        |
|            | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>井上浩行氏は、1981年から2017年にわたり当社代表取締役社長を務め、強いリーダーシップを発揮し、重要な業務の執行および経営の意思決定を適切に行い、当社グループを牽引してまいりました。これまでの豊富な経験と実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                                                              |                   |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                     | 氏 名<br>(生年月日)                                          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2                                                                                                                                                                              | こ は た か つ ま さ<br>小 畑 克 正<br>(1952年8月13日生)<br><br>【再 任】 | 1977年 2 月 当社入社<br>2000年 7 月 当社鉄鋼部長<br>2003年10月 ヤマトスチール(株)鉄鋼部長<br>2004年 6 月 ヤマトスチール(株)取締役鉄鋼部長<br>2008年 6 月 ヤマトスチール(株)常務取締役工場<br>統括<br>2012年 6 月 ヤマトスチール(株)代表取締役専務<br>取締役工場統括<br>2015年 6 月 ヤマトスチール(株)代表取締役社長<br>2015年 6 月 当社取締役<br>2017年 6 月 当社取締役技術統括担当<br>2020年 6 月 当社代表取締役副社長 最高技術責<br>任者（鉄鋼事業）<br>現在に至る | 8,500株            |
| 【取締役候補者とした理由】<br>小畑克正氏は、2020年6月に当社代表取締役副社長に就任し、当社グループの鉄鋼事業での豊富な経験と見識を生かし、経営の中核においてリーダーシップを発揮し、重要な業務の執行および経営の意思決定を適切に行っております。当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。 |                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                   |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                  | 氏 名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3                                                                                                                                                                           | つかもと かずひろ<br>塚 本 一 弘<br>(1960年9月1日生) | 2009年 3 月 三井物産(株)米州本部鉄鋼製品ディビ<br>ジョン鉄鋼製品投資課ジェネラルマ<br>ネージャー<br>2013年 4 月 三井物産(株)欧州・中東・アフリカ本<br>部チーフアドミニストレーティブオ<br>フィサー兼欧州三井物産取締役<br>2015年 7 月 三井物産スチール(株)常務執行役員厚<br>板鋼管部門長<br>2017年 6 月 当社常務取締役事業開発担当<br>2020年 6 月 当社常務取締役海外事業担当<br>現在に至る | 1,000株            |
|                                                                                                                                                                             | 【再 任】                                |                                                                                                                                                                                                                                          |                   |
| 【取締役候補者とした理由】<br>塚本一弘氏は、海外事業開発および海外事業管理に関する豊富な経験と知識を有して<br>おり、海外事業担当取締役として、重要な業務の執行および経営の意思決定・監督を適<br>切に行っておりました。当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判<br>断したため、引き続き取締役候補者となりました。     |                                      |                                                                                                                                                                                                                                          |                   |
| 4                                                                                                                                                                           | よねざわ かずみ<br>米 澤 和 己<br>(1963年9月7日生)  | 2011年 4 月 (株)三井住友銀行兵庫法人営業部部长<br>2013年 4 月 (株)三井住友銀行神戸法人営業第二部<br>部長<br>2016年 4 月 (株)三井住友銀行監査部上席考査役<br>2016年 6 月 当社監査役<br>2019年 6 月 当社取締役<br>2019年 6 月 大和軌道製造(株)常務取締役<br>2020年 6 月 当社常務取締役財務経理・総務・シ<br>ステム管理担当<br>現在に至る                    | 1,100株            |
|                                                                                                                                                                             | 【再 任】                                |                                                                                                                                                                                                                                          |                   |
| 【取締役候補者とした理由】<br>米澤和己氏は、長年にわたり金融機関の業務に携わってきた経験があり、加えて財務<br>経理、総務ならびにシステム管理担当取締役として、重要な業務の執行および経営の意<br>思決定を適切に行っております。当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人<br>材と判断したため、引き続き取締役候補者となりました。 |                                      |                                                                                                                                                                                                                                          |                   |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                          | 氏 名<br>(生年月日)                                                            | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5                                                                                                                                                   | ダムリ・タンシェヴァヴォン<br>Damri Tunshevavong<br>(1953年7月20日生)<br><br><b>【再 任】</b> | 1999年1月 Siam Yamato Steel Co.,Ltd.<br>マネージングダイレクター<br>2004年7月 Cementhai Holding Co.,Ltd.<br>エグゼクティブヴァイスプレジデント<br>2005年2月 Siam Yamato Steel Co.,Ltd.<br>ダイレクター<br>現在に至る<br>2005年7月 Cementhai Holding Co.,Ltd.<br>プレジデント<br>2011年1月 The Siam Cement Public<br>Co.,Ltd.<br>アドバイザー<br>2011年6月 当社取締役<br>現在に至る<br>2020年7月 SCG Ceramics public Co.,Ltd.<br>ダイレクター<br>現在に至る | 0株                |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>ダムリ・タンシェヴァヴォン氏は、当社グループの海外事業案件に携わり、海外での事業発展に尽力しております。当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。                      |                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |
| 6                                                                                                                                                   | やすふく たけのすけ<br><b>安 福 武之助</b><br>(1973年7月5日生)<br><br><b>【再 任】</b>         | 2007年6月 (株)神戸酒心館取締役副社長<br>2011年8月 (株)神戸酒心館代表取締役社長<br>現在に至る<br>2015年6月 当社取締役<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>(株)神戸酒心館代表取締役社長                                                                                                                                                                                                                                           | 1,200株            |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>安福武之助氏は、(株)神戸酒心館の代表取締役社長を務めており、経営者としての経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に有用な助言を行っております。当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。 |                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 氏 名<br>(生年月日)                                                             | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 7                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>た け だ く に と し<br/>武 田 邦 俊<br/>(1955年9月21日生)</p> <p>【再 任】<br/>【社 外】</p> | <p>2007年7月 (株)ブリヂストン海外地域事業本部長<br/>2008年6月 普利司通(中国)投資有限公司董事長<br/>兼総経理<br/>2010年3月 (株)ブリヂストン執行役員兼普利司通<br/>(中国)投資有限公司董事長兼総経理<br/>2011年7月 同社執行役員特殊タイヤ事業担当<br/>2012年9月 同社執行役員海外地域タイヤ事業担<br/>当兼海外地域タイヤ事業本部長<br/>2014年7月 同 社 執 行 役 員 兼 BRIDGESTONE<br/>ASIA PACIFIC PTE. LTD.取締役<br/>兼COO<br/>2015年3月 同 社 執 行 役 員 兼 BRIDGESTONE<br/>SOUTH AFRICA (PTY) LTD.<br/>取締役兼COO<br/>2019年6月 当社社外取締役<br/>現在に至る</p> | 200株              |
| <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】<br/>武田邦俊氏は、長年にわたり(株)ブリヂストンにおいて海外事業案件に携わり、豊富な経験と高い見識を有しており、2019年6月から当社の社外取締役として、経営を適切に監督いただいておりますため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものがあります。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、当社の経営を監督していただくとともに、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るための助言等をいただくことを期待しております。また、選任後も引き続き、指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。</p> |                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                   |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 氏 名<br>(生年月日)                                                          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 8                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>たかはし も と む<br/>高 橋 規<br/>(1953年 6 月12日生)</p> <p>【新 任】<br/>【社 外】</p> | <p>2009年 4 月 三井物産(株)執行役員米国三井物産<br/>EVP</p> <p>2010年 4 月 同社執行役員鉄鋼製品本部長</p> <p>2011年 4 月 同社常務執行役員鉄鋼製品本部長</p> <p>2014年 4 月 同社専務執行役員米国三井物産社長</p> <p>2015年 4 月 同社副社長執行役員米国三井物産社<br/>長</p> <p>2016年 6 月 同社代表取締役副社長</p> <p>2017年 4 月 APECビジネス諮問委員会日本委員<br/>現在に至る</p> <p>2017年 6 月 三井物産(株)顧問<br/>現在に至る</p> | 0 株               |
| <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>高橋規氏は、三井物産(株)の代表取締役副社長等を歴任し、経営者としての豊富な経験および鉄鋼分野における卓越した見識・実績を有しておりますことから、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、当社の経営を監督していただくとともに、経営の方針・経営戦略について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るための助言等をいただくことを期待しております。また、選任後は、指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。</p> |                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社と安福武之助氏は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合には、当社は同氏と当該契約を継続する予定であります。
3. 武田邦俊氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。当社が定める社外役員の独立性基準につきましては、49～50ページに記載しております。
4. 武田邦俊氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社と武田邦俊氏は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最

低責任限度額であります。同氏が再任された場合には、当社は同氏と当該契約を継続する予定であります。

6. 高橋規氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏が社外取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。当社が定める社外役員の独立性基準につきましては、49～50ページに記載しております。
7. 当社は、高橋規氏の選任が承認された場合、同氏と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して、損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。ただし法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、D&O保険の保険料は、全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。



(ご参考)

【当社の社外役員独立性基準】

当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」と総称する）または社外役員候補者の独立性基準を以下のとおり定め、次の項目のいずれにも該当しない場合に、独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

- ① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者（注１）または過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことのある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（注２）またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（注３）またはその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注４）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから一定額を超える寄附または助成（注５）を受けている者（当該寄附または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- ⑦ 当社グループが資金調達に必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している主要な金融機関その他の大口債権者（注６）またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑧ 当社の主要株主（注７）または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去３年間に於いて上記②から⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①から⑪に該当する者（重要な地位にある者（注８）に限る）の近親者等（注９）
- ⑬ 前各号の定めにかかわらず、その他当社との利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

- (注) 1. 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。なお、社外監査役については、非業務執行取締役を含む
2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社および子会社ならびに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者
3. 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者
4. 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1千万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）
5. 一定額を超える寄附または助成とは、過去3事業年度の平均で年間1千万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附または助成をいう
6. 主要な金融機関その他の大口債権者とは、直近事業年度末における全借入額または全債務額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関または債権者をいう
7. 主要株主とは、議決権保有割合10%以上の株主をいう
8. 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事および監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう
9. 近親者等とは、配偶者および二親等内の親族をいう

#### 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年6月29日開催の当社第98回定時株主総会において、年額470百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）として、ご承認をいただいておりますが、本総会において第5号議案をご承認いただきますと、当社の取締役の報酬等の額は、年額470百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）となります。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下、「対象取締役」）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」）を下記のとおりに割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。

また、現在の当社の取締役は11名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案のご承認が得られた場合、取締役は10名（うち社外取締役3名）となります。

#### 記

対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

##### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」）。

### (2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役その他当社取締役会が定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社子会社の取締役及び執行役員に対し、割り当てる予定です。

### 第5号議案 社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額については、2017年6月29日開催の第98回定時株主総会において、年額470百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とご承認いただいております。コーポレートガバナンスの強化を図るうえで、社外取締役にはより一層の活躍と貢献が求められその責任も増大していること、第3号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決された場合には、社外取締役が1名増員し3名体制となること等を勘案いたしまして、取締役の報酬額のうち、社外取締役分の報酬額のみ増額し、年額50百万円以内に改定することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額の総額は、現在の年額470百万円以内から変更はございません。

また、現在の取締役は11名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案をご承認いただきますと、取締役は10名（うち社外取締役3名）となります。

本議案による社外取締役の報酬額改定は、社外取締役の増員、貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

以 上

## MEMO

[illegible]

# 株主総会会場ご案内略図

兵庫県姫路市大津区吉美380番地  
当社やまとホール

